七十一　セネガル通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一七円
七十二　クウェート通貨　一クウェート・ディナールにつき本邦通貨二九二円
七十三　アルジェリア通貨　一〇〇アルジェリア・ディナールにつき本邦通貨一〇八円
七十四　コートジボワール通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一七円
七十五　ルーマニア通貨　一レイにつき本邦通貨二七円
七十六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨六四円
七十七　タンザニア通貨　一、〇〇〇タンザニア・シリングにつき本邦通貨五二円
七十八　ブルガリア通貨　一レヴにつき本邦通貨五七円
七十九　マダガスカル通貨　一、〇〇〇アリアリにつき本邦通貨四〇円
八十　ザンビア通貨　一、〇〇〇クワチャにつき本邦通貨一七円
八十一　ガボン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一七円
八十二　バングラデシュ通貨　一〇〇タカにつき本邦通貨一一一円
八十三　リベリア通貨　一〇〇リベリア・ドルにつき本邦通貨七一円
八十四　モンゴル通貨　一、〇〇〇トゥグリクにつき本邦通貨六五円
八十五　ベトナム通貨　一〇、〇〇〇ドンにつき本邦通貨四〇円
八十六　中央アフリカ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一七円
八十七　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨二二円
八十八　カタール通貨　一カタール・リヤールにつき本邦通貨二二円
八十九　パプアニューギニア通貨　一キナにつき本邦通貨三五円
九十　トリニダード・トバゴ通貨　一トリニダード・トバゴ・ドルにつき本邦通貨一三円
九十一　ジャマイカ通貨　一〇〇ジャマイカ・ドルにつき本邦通貨九五円
九十二　ギニア通貨　一、〇〇〇ギニア・フランにつき本邦通貨一二円
九十三　イエメン通貨　一〇〇イエメン・リアルにつき本邦通貨三七円
九十四　スリナム通貨　一スリナム・ドルにつき本邦通貨二六円
九十五　ウガンダ通貨　一、〇〇〇ウガンダ・シリングにつき本邦通貨三三円
九十六　フィジー通貨　一フィジー・ドルにつき本邦通貨四五円
九十七　オマーン通貨　一オマーン・リアルにつき本邦通貨二一〇円
九十八　ソロモン・ドルにつき本邦通貨一〇円
九十九　ジンバブエ通貨　一〇〇ジンバブエ・ドルにつき本邦通貨二一円
百　ブルネイ通貨　一ブルネイ・ドルにつき本邦通貨六四円
百一　バーレーン通貨　一バーレーン・ディナールにつき本邦通貨二一五円
百二　カメルーン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一七円
百三　カンボジア通貨　一、〇〇〇リエルにつき本邦通貨二〇円
百四　ウクライナ通貨　一グリブナにつき本邦通貨一〇円
百五　ウズベキスタン通貨　一、〇〇〇ソムにつき本邦通貨四八円
百六　カザフスタン通貨　一〇〇テンゲにつき本邦通貨五五円
百七　ベラルーシ通貨　一、〇〇〇ベラルーシ・ルーブルにつき本邦通貨一八円
百八　モザンビーク通貨　一〇〇メティカルにつき本邦通貨二六八円
百九　ミクロネシア通貨　一ミクロネシア・ドルにつき本邦通貨八一円
百十　リトアニア通貨　一リタスにつき本邦通貨三二円
百十一　マーシャル通貨　一マーシャル・ドルにつき本邦通貨八一円
百十二　クロアチア通貨　一クーナにつき本邦通貨一五円
百十三　ボスニア・ヘルツェゴビナ通貨　一コンヴェルティビルナ・マルカにつき本邦通貨五七円
百十四　パラオ通貨　一パラオ・ドルにつき本邦通貨八一円
百十五　アゼルバイジャン通貨　一アゼルバイジャン・マナトにつき本邦通貨一〇二円
百十六　ラトビア通貨　一ラットにつき本邦通貨一五八円
百十七　タジキスタン通貨　一タジキスタン・ソモニにつき本邦通貨一八円
百十八　東ティモール通貨　一東ティモール・ドルにつき本邦通貨八一円
百十九　キルギス通貨　一〇〇キルギス・ソムにつき本邦通貨一七五円
百二十　アンゴラ通貨　一〇〇クワンザにつき本邦通貨八五円
百二十一　トルクメニスタン通貨　一トルクメニスタン・マナトにつき本邦通貨二八円
百二十二　ボツワナ通貨　一プラにつき本邦通貨一二円
百二十三　マラウイ通貨　一〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨五二円
百二十四　マリ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一七円
百二十五　トンガ通貨　一パ・アンガにつき本邦通貨四六円
百二十六　グルジア通貨　一ラリにつき本邦通貨四八円
百二十七　ブルキナファソ通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一七円
百二十八　モーリタニア通貨　一〇〇ウギアにつき本邦通貨二九円
百二十九　ベナン通貨　一〇〇ＣＦＡフランにつき本邦通貨一七円
百三十　ルワンダ通貨　一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一四円
百三十一　ジブチ通貨　一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨四四円

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省告示第三号

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十条の規定に基づき、仮払金の支払の請求書及び当該請求書の記載事項の変更に係る届出書の様式を定める件（平成二十三年文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十三年十二月二十八日

文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志